



市からの連絡帳

届け出・年金

マイナンバーカード(個人番号カード) 交付窓口(試行)を開設します

6月から当分の間、第1・2土曜日の午後マイナンバーカード交付窓口を試行的に開設します。

対 マイナンバーカードの交付申請をし、「交付通知書」を受け取っている方

場 第1土曜日…保谷庁舎1階 市民課
第2土曜日…田無庁舎2階 市民課
時 午後2時～4時30分

※システムの稼働時間が午後5時までのため、終了間際に受け付けた方はその場で交付できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※交付場所(田無庁舎または保谷庁舎)は、個別に「交付通知書」に記載されます。記載と異なる場所での交付を希望する場合は、受取希望日の2開庁日前までに下記の連絡先までご連絡ください。

持 通知カード・交付通知書・本人確認書類・住基カード(お持ちの方)

※マイナンバーカードは原則として申請者本人への交付となります。手続きの詳細は、市HPをご覧ください。

◆市民課 田(☎042-460-9845)
(マイナンバー専用 ☎042-460-9845)

印鑑登録などの手続き

対 市内に住民登録がある満15歳以上の方
持 登録する印・来庁者の本人確認ができるもの(運転免許証・保険証など)

※代理人による申請は、委任状(必要事項が記載され、登録する印の押印があるもの)も必要

¥300円

□即日登録 本人による申請で次のいずれかに当てはまる場合は、即日登録でき、証明書の交付が受けられます。

①官公署が発行した顔写真の貼付がある証明書などに加え、もう1点本人確認のできるもの(保険証など)がある

②登録申請者が本人であることを保証されている…本市で既に印鑑登録をしている方が、申請書の保証書欄に署名・押印(登録済みの印)・印鑑登録番号の記入をすれば、保証人になれます。

※市民以外でも都内在住であれば、保証人になれます(印鑑登録証明書要添付)。

□照会登録 上記①・②の本人確認ができない場合や代理人が申請する場合は、即日登録できません。申請後、本人宛てに照会書を郵送します。照会書が届いたら、窓口にお持ちください。

※窓口での印鑑登録証明書の請求

印鑑登録証(市民カード)を提示して申請します。代理人申請の場合でも委任状は必要ありません。

※住民票等自動交付機のご利用を

暗証番号を登録した市民カードがあれば、窓口より100円安く証明書が取得できます。

◆市民課 田(☎042-460-9820)
保(☎042-438-4020)

付加年金をご存じですか

国民年金に加入中の方が、月々の保険料に付加保険料の400円をプラスして納めると、老齢基礎年金の受給額が増える付加年金制度があります。

付加保険料の支払いは申し込んだ月から発生します。

付加年金は、毎回の年金受給額に上乗せされ、2年間で掛け金相当額が受け取れます。

※3年目以降も継続して支給されます。

□付加年金の受給額(1年あたり)

200円×付加保険料納付月数(1カ月から納付可)

例：10年(120カ月)付加保険料を納めた場合…200円×120カ月＝2万4,000円

対 国民年金第1号被保険者および65歳未満の任意加入被保険者

※保険料の免除・猶予・学生納付特例承認期間中の方、および国民年金基金加入者は対象外

申 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(保谷庁舎1階)

問 武蔵野年金事務所
(☎0422-56-1411)

◆保険年金課 田(☎042-460-9825)

福祉

年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者対象)申請受付中

□申請期限 7月29日(金)(消印有効)

※詳細は、市報5月1日号をご覧ください。

◆臨時福祉給付金担当 田(☎042-497-4976)

6月1日は『人権擁護委員の日』

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員は、差別やいじめなどの人権に関するさまざまな悩みや疑問について相談に応じます。

◆市の人権擁護委員(敬称略)

山崎 節子、菅野 美鈴、吉田 隆志、西道 隆、木村 俊二、真鍋 五十鈴、岩崎 昭、新野 紀子

◆人権擁護委員の日 全国一斉人権相談

人権擁護委員が相談に応じます。

※個人情報厳守されます。

時 6月2日(木)午前10時～午後4時
(受付：午後3時30分まで)

場 保谷庁舎1階ロビー

◆人権相談所窓口

●東京法務局人権擁護部
(☎03-5213-1372)

●東京法務局府中支局
(☎042-335-4753)

◆協働コミュニティ課 保(☎042-438-4046)

◆人権擁護委員による人権・身の上相談(予約制)

市民相談室(田無庁舎)：第1木曜日

(保谷庁舎)：第4木曜日

※いずれも午前9時～正午

※日程詳細は市報で確認のうえ、ご利用ください(今号は6面をご覧ください)。

問 市民相談室 田(☎042-460-9805)
保(☎042-438-4000)

◆秘書広報課 田(☎042-460-9804)

8月1日から西東京市難病者福祉手当が変わります

西東京市難病者福祉手当条例の改正に伴い、支給要件などが8月から変わります。なお、同手当を現在受給中の方には後日お知らせを送付します。

対 市内に住民登録があり、東京都難病医療費助成制度を受けている方(生活保護受給者を除く)または店頭てんかんに罹患している方で、次の①～③に該当しない方

①所得基準額を超えている(下表参照)

②施設に入所している

③心身障害者福祉手当を受給している

□支給時期 4・8・12月

□手当額 月額5,500円(変更なし)

□本人(20歳未満の場合は配偶者または扶養義務者)の所得額

税法上の扶養人数	所得基準額	参考収入額(給与収入の場合)
0人	360万4,000円	518万円
1人	398万4,000円	565万6,000円
2人	436万4,000円	613万2,000円
3人	474万4,000円	660万4,000円
4人	512万4,000円	702万7,000円
5人目以降	基準額は1人につき38万円を加算	

◆障害福祉課 保(☎042-438-4035)

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度

住宅に困窮し、住み慣れた地域で引き続き居住することが困難な高齢者などに対し、市内にある民間賃貸住宅への入居および居住を継続するための支援を行います。

◆保証会社などの紹介

保証人が見つからず民間賃貸住宅への入居・居住継続が困難な高齢者などに対して、市と協定を結んだ保証会社を紹介いたします。

対 高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)・障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がいる世帯)・ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母

いずれかのみ)の世帯)

◆保証委託料の助成

本制度で紹介された保証会社と保証委託契約を締結した場合、初回保証委託料または継続保証委託料の一部を助成します。

□助成額 2万円を上限に、初回保証委託料または継続保証委託料の2分の1以内

※継続保証委託料の助成金は1年限り

対 保証会社と保証委託契約を締結した方で、市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方

※そのほか詳細な条件がありますので、事前にお問い合わせください。

◆都市計画課 保(☎042-438-4051)

くらし

スポーツセンタープール利用休止

6月6日(月)～10日(金)の5日間、水抜き点検のため利用できません。

※6月5日(日)午後5時以降の一般遊泳も不可

プール以外の施設は6月7日(火)の休館日を除き、通常通り利用できます。ご理解・ご協力をお願いします。

問 スポーツセンター
(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

東伏見ふれあいプラザ図書サービスの予約受付冊数が増えました

□予約受付冊数 10冊まで

◆中央図書館
(☎042-465-0823)

防犯活動団体説明会～登録と補助金交付～

市内で防犯活動を行う団体や、これから防犯活動を始める団体を対象に、団体登録と補助金(防犯資器材の購入経費など)の交付手続きについて説明します。田無警察署員による防犯講話もあります。

時 6月3日(金)午後6時30分

場 防災センター

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)

省エネルギー設備などの設置費用の一部を助成

□助成内容

機器	対象者	要件	助成額 ※1,000円未満切り捨て
節水節湯水栓	市内に住民登録がある方	既設の水栓を、節湯A1・B1・C1・A・B・ABの表示がされている水栓に交換する	工事費用の50% 上限5万円
直管型LED照明器具	市内に集合住宅を有する個人または管理組合など	集合住宅の共用部分などに設置されている直管型蛍光灯照明器具の全体を直管型LED照明器具に交換する	工事費用の50% 上限15万円
節水型トイレ	市内に事業所を有する中小企業者など	既設のトイレを節水型トイレ(JIS規格A5207の「節水Ⅱ形大便器」)に交換する	工事費用の50% 上限10万円

※同一の住宅などにつき1回、いずれか1種類に限る

申 環境保全課窓口で配布する申請書に必要書類を添えて持参

※市HPからもダウンロード可

※必ず機器などの設置前に申請してください。

□受付開始日

●節水節湯水栓…6月20日(月)

●直管型LED照明器具…6月27日(月)

●節水型トイレ…6月29日(水)

※受付期間中であっても、予算額に達した場合は受付を終了します。

※詳細は、市HPをご覧ください。

◆環境保全課
(☎042-438-4042)